

株 主 各 位

東京都港区芝大門二丁目5番5号
株 式 会 社 J M D C
代表取締役社長 兼 CEO 松 島 陽 介

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jmdc.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されておりますため、可能な限り、郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただいたうえで、ご来場くださいますようお願い申し上げます。当日、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる予定ですので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は企業理念として、「健康で豊かな人生をすべての人に」を掲げており、医療ビッグデータを活用した社会生活者に向けた健康増進の取組み、デジタル化による医療の効率化、調剤薬局の情報化による薬局薬剤費の最適化を合わせ、グループ全体で国民医療費の健全化を目指すべく業務を進めております。

ヘルスビッグデータセグメントは、健康保険組合の保健事業を推進するため、健康保険組合が保有するデータの分析サービスの他、当社開発のPHRサービスを提供しております。また、こうした業務の付帯として受領した匿名加工情報をデータベース化し、学術・産業利用を進めております。その他、医療機関に対しても医療機関が保有するデータ分析サービスの他、薬剤DBの提供等を行っております。

遠隔医療セグメントは、放射線診断専門医が不足している医療機関と契約読影医を遠隔読影システムでつなぐマッチングサービスの他、医療機関と放射線診断専門医をクラウドでつなぎ、遠隔での画像診断を可能としたASPサービスを提供しております。

調剤薬局支援セグメントは、保険薬局に対してレセコン及び電子薬歴システムなどのシステム開発・販売事業を行う他、自らも調剤薬局を運営する中で、自社システムのオペレーションテストを実施しております。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりであります。

(当期の業績)

(単位：百万円)

区 分	第6期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第7期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	比較増減	
売上収益	10,064	12,158	+ 2,094	+ 20.8%
営業利益	1,470	2,215	+ 745	+ 50.7%
EBITDA(マージン)	2,358 (23.4%)	3,245 (26.7%)	+ 887	+ 37.6%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

区 分		第6期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第7期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	比較増減	
ヘルスビッグ データ	セグメント売上収益	4,364	5,754	+1,390	+31.9%
	セグメント利益(率)	1,534 (35.2%)	2,120 (36.8%)	+586	+38.2%
遠隔医療	セグメント売上収益	3,516	3,885	+369	+10.5%
	セグメント利益(率)	867 (24.7%)	980 (25.2%)	+113	+13.0%
調剤薬局支援	セグメント売上収益	2,296	2,709	+413	+18.0%
	セグメント利益(率)	69 (3.0%)	335 (12.4%)	+266	+385.5%
調整額	セグメント売上収益	△113	△190	△77	-
	セグメント利益	△113	△191	△78	-
合計	売上収益	10,064	12,158	+2,094	+20.8%
	EBITDA(マージン)	2,358 (23.4%)	3,245 (26.7%)	+887	+37.6%

(注) 当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、EBITDAがあります。当社グループは、EBITDAを用いて各セグメントの業績を測定しており、当社グループの業績評価をより効果的に行うために有用かつ必要な指標であると考えております。EBITDA及びEBITDAマージンの計算式は以下のとおりです。

- ・ EBITDA : 営業利益+減価償却費及び償却費±その他の収益・費用
- ・ EBITDAマージン : EBITDA/売上収益×100

[ヘルスビッグデータ]

当連結会計年度においては、引き続き取引先健康保険組合の拡大を行った他、健康保険組合員向けの健康情報プラットフォーム「Pe p Up」(ペップアップ)の導入を進めました。また、製薬企業及び生損保企業でのデータ利活用も進み、1顧客あたりの取引額も増加しております。一方で、データの量及び種類の増加等による将来の成長に向けて、人件費を中心に積極的な先行投資を実施しております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、5,754百万円となり、セグメント利益(セグメントEBITDA)は2,120百万円となりました。

[遠隔医療]

当連結会計年度においては、引き続き契約読影医数及び契約医療機関数が成長しております。また、画像診断をアシストする人工知能エンジンプラットフォーム「AI—RAD」の開発や中国での事業展開を本格化するための準備を進めております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、3,885百万円となり、セグメント利益(セグメントEBITDA)は980百万円となりました。

[調剤薬局支援]

当連結会計年度においては、既存顧客の買換え（リプレイス）需要を確保しつつ、新規顧客の開拓に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、2,709百万円となり、セグメント利益（セグメントEBITDA）は335百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は12,158百万円、営業利益は2,215百万円、EBITDAは3,245百万円の増収増益となりました。EBITDAから営業利益への調整は以下のとおりであります。

(EBITDAから営業利益への調整表)

(単位：百万円)

	第6期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第7期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
EBITDA	2,358	3,245
減価償却費及び償却費	△707	△889
その他の収益	7	5
その他の費用	△187	△145
営業利益	1,470	2,215

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資額は1,155百万円で、そのうち主なものはソフトウェア開発投資812百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、親会社（ノーリツ鋼機株式会社）からの借入金5,185百万円について、金融機関からリファイナンス（借換え）を行いました。また、2019年12月16日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場したことに伴う公募増資により総額5,487百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当連結会計年度において、医療機関、薬局、介護データベース及びソリューションの開発・販売を営むミーカンパニー株式会社の株式を取得し、新たに連結の範囲に含めています。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2017年 3 月期)	第 5 期 (2018年 3 月期)	第 6 期 (2019年 3 月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 収 益(百万円)	－	3,022	10,064	12,158
営 業 利 益(百万円)	－	619	1,470	2,215
当 期 利 益(百万円)	－	390	1,010	1,528
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	－	44.77	47.73	62.91
資 産 合 計(百万円)	－	5,254	18,965	26,944
資 本 合 計(百万円)	－	1,752	6,117	13,123

- (注) 1. 当社では、第7期（当連結会計年度）より「国際会計基準（IFRS）」を適用して連結計算書類を作成しております。
2. 第5期及び第6期については、連結財務諸表の数値を参考までに記載しております。
3. 当社は、2018年6月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2019年10月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第5期の期首にいずれもが行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算出しております。
4. 第6期において、株式交換及び株式取得により株式会社ドクターネット、株式会社ユニケソフトウェアリサーチを連結の範囲に含めたことから、売上収益、営業利益、当期利益、基本的1株当たり当期利益、資産合計、資本合計が増加しております。なお、株式会社ユニケソフトウェアリサーチは2018年5月に連結子会社に含められたため、第6期については、2018年5月1日から2019年3月31日までの11か月間の業績を連結しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2017年 3 月期)	第 5 期 (2018年 3 月期)	第 6 期 (2019年 3 月期)	第 7 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(百万円)	2,215	2,816	3,599	4,755
当 期 純 利 益(百万円)	160	480	387	534
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	18.46	55.11	18.31	21.99
総 資 産(百万円)	3,816	4,397	9,296	18,435
純 資 産(百万円)	1,530	2,011	5,308	11,384

- (注) 1. 当社は、2018年6月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2019年10月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第4期（2017年3月期）の期首にいずれもが行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 第6期における当期純利益の減少は、主に新規事業開発中の100%子会社であるヘルスデータ・プラットフォーム株式会社を2018年11月に吸収合併したことによるものであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
ノ ー リ ツ 鋼 機 株 式 会 社	7,025	62.9%	資金の返済、利息の支払

- (注) 1. 当社の親会社であるノーリツ鋼機株式会社からの資金借入について、その利率は市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。当社取締役会は、これらの取引は、当社の社内規定に基づき親会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。
2. 当社の親会社であるノーリツ鋼機株式会社からの借入金を2019年7月31日及び同年8月30日付で全額返済しております。また、2019年8月30日付でノーリツ鋼機株式会社の銀行借入に係る当社グループの子会社株式の担保を解除しております。上記に伴い、2020年3月31日現在において、親会社と当社との取引はすべて解消されております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ド ク タ ー ネ ッ ト	100	100.0%	遠隔読影マッチングサービスの提供等
株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	20	100.0%	調剤薬局向け業務システムの開発・販売

- (注) 1. 議決権比率は、子会社を通じた間接保有分を含めて算定しております。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は企業理念として、「健康で豊かな人生をすべての人に」を掲げており、データとICTの力で、持続可能なヘルスケアシステムの実現を目指しております。そのためのデータの蓄積・匿名化処理と統計解析情報の提供を推進するため、以下の課題を解決してまいります。

a. 母集団の拡大

データベースの母集団を拡大することにより、日本で民間利用可能な最大規模のデータベースとしての圧倒的な地位を堅持する。

b. 健康保険組合向けサービスの拡充

当社の有するデータ解析技術とP e p U pを活用し、的確なターゲティングと効果予測に基づく個人アプローチを展開することで、健康保険組合が抱える医療費抑制という課題に対応する。

c. データの利活用のさらなる促進

従来のアドホック形式及びフルDB形式でのデータ提供に加え、解析・コンサルティングサービスを含めたデータ利活用を提案するなど、単なるデータ売りととどまらない付加価値の高いサービス提供を促進することで顧客の満足度を高める。

以上の取り組みによりさらなる企業価値の向上を目指してまいり所存でありますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援と協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 当社グループの主要な事業セグメント（2020年3月31日現在）

セグメントの名称	事業内容
ヘルスビッグデータ	医療データベース（レセプト・医薬品ほか）の開発・提供、医療ビッグデータの分析
遠隔医療	遠隔読影マッチングサービスの提供、遠隔読影のためのインフラシステムの提供
調剤薬局支援	調剤薬局向け業務システムの開発・販売

(6) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

株式会社ドクターネット

本社：東京都港区

株式会社ユニケソフトウェアリサーチ

本社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ヘルスビッグデータ	257 (34) 名	+45 (－) 名
遠隔医療	98 (14)	+6 (+13)
調剤薬局支援	137 (13)	－ (+1)
合計	492 (61)	+51 (+14)

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221 (31) 名	+50 (△1) 名	37.3歳	3.1年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,362 百万円
株式会社三井住友銀行	1,011
三井住友信託銀行株式会社	677

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 92,400,000株

(注) 2019年10月9日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は46,200,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 25,975,042株

(注) 1. 2019年10月9日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式総数は11,987,521株増加しております。

2. 2019年12月16日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場したことに伴う公募増資により、発行済株式の総数は2,000,000株増加しております。

③ 株主数 2,098名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ノ ー リ ツ 鋼 機 株 式 会 社	16,347千株	62.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,319	5.1
松 島 陽 介	1,002	3.9
山 元 雄 太	896	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	524	2.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (FE-AC)	516	2.0
株 式 会 社 P K S H A T e c h n o l o g y	466	1.8
杉 田 玲 夢	355	1.4
木 村 真 也	301	1.2
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 3 8 1 5 7 2	261	1.0

(注) 持株比率は自己株式（23株）を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権

		第 6 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2018年6月15日	2019年3月1日
新株予約権の数		5,238個	5,776個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) 1		普通株式 1,047,600株 (新株予約権 1 個につき 200株)	普通株式 1,155,200株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新株予約権の払込金額(注) 1		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	1 株当たり1.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注) 1		新株予約権 1 個当たり 140,400円 (1 株当たり 702円)	新株予約権 1 個当たり 149,400円 (1 株当たり 747円)
権利行使期間		2020年6月16日から 2028年6月14日まで	2022年5月1日から 2029年2月28日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員の 保有状況 (注) 1	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 139個 目的となる株式数 27,800株 保有者数 1名	新株予約権の数 2,202個 目的となる株式数 440,400株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	—

(注) 1. 当社は、2019年10月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、役員の保有状況は、当該株式分割を反映して算定しています。

2. 第6回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 定められた行使価額（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額

(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。))。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 第8回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

- (1) 新株予約権者は、下記に掲げる(A)の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(A) 2022年3月期から2025年3月期の4事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結事業利益 EBITDA (有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。ただし、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は連結事業利益 EBITDA の計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。) が32億円を超過すること

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1)の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
- (3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権

		第 1 0 回 新 株 予 約 権	第 1 1 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2019年8月19日	2019年9月17日
新株予約権の数		794個	206個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) 1		普通株式 158,800株 (新株予約権 1 個につき 200株)	普通株式 41,200株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新株予約権の払込金額(注) 1		1 株当たり0.5円	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注) 1		新株予約権 1 個当たり 450,000円 (1 株当たり 2,250円)	新株予約権 1 個当たり 450,000円 (1 株当たり 2,250円)
権利行使期間		2023年5月1日から 2029年7月31日まで	2021年11月1日から 2029年8月31日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
使用人等 への交付 状況 (注) 1	当 社 使 用 人	新株予約権の数 794個 目的となる株式数 158,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 124個 目的となる株式数 24,800株 保有者数 11名
	子会社の役員及び使用人	—	新株予約権の数 82個 目的となる株式数 16,400株 交付者数 1名

		第 1 2 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2019年9月17日
新株予約権の数		19個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) 1		普通株式 3,800株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新株予約権の払込金額(注) 1		1 株当たり0.65円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注) 1		新株予約権 1 個当たり 450,000円 (1 株当たり 2,250円)
権利行使期間		2023年5月1日から 2029年7月31日まで
行使の条件		(注) 2
使用人等 への交付 状況 (注) 1	当 社 使 用 人	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 3,800株 保有者数 1名
	子会社の役員及び使用人	—

(注) 1. 当社は、2019年10月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、役員の保有状況は、当該株式分割を反映して算定しています。

2. 第10回新株予約権及び第12回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる(A)の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(A) 2023年3月期から2026年3月期の4事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結事業利益EBITDA(有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。ただし、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は連結事業利益EBITDAの計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。) が32億円を超過すること

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1)の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2020年1月1日から2022年3月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 第11回新株予約権の行使条件

[新株予約権の行使の条件]

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 定められた行使価額(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。))。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額

(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。))。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

[自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件]

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 CEO	松 島 陽 介	
取 締 役	岡 山 太 郎	(株)SXA 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	霜 田 恒 夫	
取 締 役（監査等委員）	林 南 平	(株)NHパートナーズ代表取締役
取 締 役（監査等委員）	藤 岡 大 祐	(株)PKSHA Technology 常勤監査役

- (注) 1. 取締役岡山太郎、取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫、取締役（監査等委員）林南平、取締役（監査等委員）藤岡大祐の4氏は社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫、取締役（監査等委員）藤岡大祐の2氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫氏は、事業会社において相当の期間経理・財務部門の勤務経験を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、霜田恒夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役霜田恒夫、藤岡大祐の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員の状況（2020年4月1日現在）

氏名	役職名	業務管掌部門
松 島 陽 介	執行役員社長 兼 CEO	ユーザープラットフォーム開発本部、製品開発部、データ基盤開発部、内部監査室
木 村 真 也	執行役員会長	新規事業開発部、データイノベーションラボ
山 元 雄 太	執行役員副社長 兼 CFO	経営管理部、財務企画部、人材戦略室
杉 田 玲 夢	執行役員 兼 COO	製薬本部
本 間 信 夫	執行役員	インシュアランス本部
小 平 紀 久	執行役員	医療機関支援事業本部
小 間 井 俊 輔	執行役員	保険者支援事業本部、データ運用部
松 本 孝	執行役員	－

(注) CEO：Chief Executive Officer、CFO：Chief Financial Officer、COO：Chief Operating Officer

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役岡山太郎氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査等委員である取締役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （ うち 社 外 取 締 役 ）	2名 (1)	31百万円 (1)
取 締 役（監 査 等 委 員 ） （ うち 社 外 取 締 役 ）	3 (3)	14 (14)
合 計 （ うち 社 外 取 締 役 ）	5 (4)	45 (15)

- (注) 1. 当社の役員の報酬に関しては、2019年4月1日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額200百万円以内と決議されており、監査等委員である取締役については年額50百万円以内と決議されております。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプション報酬に係る費用計上額0百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く）1名に対して0百万円）を含めています。
3. 社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡山太郎氏は、(株)S X Aの代表取締役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）林南平氏は、(株)NHパートナーズの代表取締役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）藤岡大祐氏は、(株)PKSHA Technologyの常勤監査役であり、同社は当社の株主であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社外取締役 岡 山 太 郎	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席いたしました。 業務上の豊富な経験に基づき、適宜当社の経営に有用な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 霜 田 恒 夫	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 林 南 平	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 藤 岡 大 祐	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠及び決定プロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬6百万円を会計監査人に支払っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、株式公開のための助言業務、内部統制に関する助言業務、国際財務報告基準（IFRS）への移行に関する助言業務、新規上場に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任することが相当であると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範他、取締役会規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設置し、運用規程に基づき運用を行う

社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

コンプライアンスに関する研修体制を整備する。

監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は当社グループを対象範囲としたリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また当社は社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、同様に子会社にも「リスク管理委員会」等を設置しリスクに関する事項を審議する。

重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるために事業継続計画書（BCP）及び各種マニュアルの整備を進める。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

子会社は、3ヶ月に1回以上の割合で適宜取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

⑤ 当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、以下の体制を整備する。

親会社であるノーリツ鋼機株式会社のグループ運営の基本方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自立的な内部統制システムを整備する。

子会社を主管する部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。

子会社管理規程及びその他のルールを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼職とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するために、人事関連事項（異動、評価等）については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。

当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人が兼務の場合は、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告をうけた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、当社監査等委員会に速やかに報告する。

当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その可能性及び事実を当社監査等委員会に速やかに報告する。

当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

前①号及び②号の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをルール化し、適切に運用する。

- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役と監査等委員会の定期的会合（年４回程度）を継続し行う。
監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。
監査等委員会の要請に基づき、監査等委員が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する
等、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

以上の方針に基づき当期に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組みとして、当社に入社した使用人に対して、行動規範及びコンプライアンス教育マニュアルを配布し、法令及び社会規範の周知・徹底を図り、行動規範の理解及び順守に対する同意書を入手しております。また、当社は法令違反等におけるコンプライアンス違反の早期発見と改善措置を図るため、当社内部監査室を窓口とする内部通報制度を設けております。
- ② 当社は、取締役会議事録等について法令及び社内規程に則り適切に管理しております。
- ③ 当期において、取締役会を26回開催するとともに経営会議を12回開催し、「決裁権限規程」に基づく経営上の重要な事項について決定を行うとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正の観点から審議をいたしました。
- ④ 監査等委員会を14回開催し、以下の方法による各監査等委員の監査を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況の確認を含め、取締役の職務執行に関する監査の実効性を確保しております。
- (ア) 取締役会等の重要な会議への出席
 - (イ) 代表取締役、取締役との定期的な意見交換
 - (ウ) 会計監査人及び内部監査部門との連携
 - (エ) 当社の各部署への往査の実施

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。また、比率につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しています。
--

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,136	流 動 負 債	4,938
現金及び現金同等物	7,692	借 入 金	373
営業債権及びその他の債権	1,993	営業債務及びその他の債務	1,244
その他の金融資産	0	リ ー ス 負 債	392
棚 卸 資 産	266	未 払 法 人 所 得 税	657
その他の流動資産	183	引 当 金	26
非 流 動 資 産	16,808	その他の流動負債	2,243
有形固定資産	5,169	非 流 動 負 債	8,883
の れ ん	7,388	借 入 金	4,677
無 形 資 産	1,971	リ ー ス 負 債	3,827
その他の金融資産	1,670	退職給付に係る負債	243
繰延税金資産	568	引 当 金	131
その他の非流動資産	41	繰延税金負債	2
		負 債 合 計	13,821
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	13,123
		資 本 金	3,412
		資 本 剰 余 金	5,842
		自 己 株 式	△0
		その他資本の構成要素	20
		利 益 剰 余 金	3,847
		資 本 合 計	13,123
資 産 合 計	26,944	負 債 及 び 資 本 合 計	26,944

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	12,158
売 上 原 価	5,531
売 上 総 利 益	6,627
販売費及び一般管理費	4,271
そ の 他 の 収 益	5
そ の 他 の 費 用	145
営 業 利 益	2,215
金 融 収 益	0
金 融 費 用	37
税 引 前 当 期 利 益	2,178
法 人 所 得 税 費 用	650
当 期 利 益	1,528
当期利益の帰属：	
親 会 社 の 所 有 者	1,528

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動 体の換算差額	確定給付制度 の再測定	新株予約権
2019年4月1日時点の残高	646	3,142	－	－	－	11
当期利益	－	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	△0	2	－
当期包括利益合計	－	－	－	△0	2	－
新株予約権の発行	－	－	－	－	－	0
株式に基づく報酬取引	－	－	－	－	－	11
新株予約権の行使	22	22	－	－	－	△2
新株の発行	2,743	2,677	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	△0	－	－	－
利益剰余金への振替	－	－	－	－	△2	－
所有者との取引額合計	2,766	2,700	△0	－	△2	9
2020年3月31日時点の残高	3,412	5,842	△0	△0	－	20

	親会社の所有者に帰属する持分			合計
	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計	
	合計			
2019年4月1日時点の残高	11	2,317	6,117	6,117
当 期 利 益	－	1,528	1,528	1,528
そ の 他 の 包 括 利 益	2	－	2	2
当 期 包 括 利 益 合 計	2	1,528	1,530	1,530
新 株 予 約 権 の 発 行	0	－	0	0
株式に基づく報酬取引	11	－	11	11
新 株 予 約 権 の 行 使	△2	－	43	43
新 株 の 発 行	－	－	5,420	5,420
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△0	△0
利 益 剰 余 金 へ の 振 替	△2	2	－	－
所有者との取引額合計	6	2	5,475	5,475
2020年3月31日時点の残高	6	3,847	13,123	13,123

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 10社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ドクターネット
株式会社ユニケソフトウェアリサーチ
- ・ 連結子会社の変動

当連結会計年度において新たに連結子会社となった主な会社とその理由は、以下のとおりであります。

ミーカンパニー株式会社 : 株式取得

当連結会計年度において連結子会社から除外された主な会社とその理由は、以下のとおりであります。

株式会社クリンタル : 当社との合併

(3) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、個々の棚卸資産に代替性がない場合は個別法により算定しており、その他は総平均法に基づいて算定しております。棚卸資産は、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

③ 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

(a) 有形固定資産

有形固定資産については取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 7年～15年
- ・機械装置及び運搬具 2年～15年
- ・工具、器具及び備品 2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(b) のれん

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(c) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されております。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3年～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(d) リース

契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているかについては、リース開始日における契約の実質に基づき判断しております。

リース期間が12か月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、リース開始日において使用权資産及びリース負債を当初認識しております。

取得価額には、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。リース期間には、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。使用权資産は、リース期間にわたり定額法で減価償却を行っております。使用权資産は有形固定資産に含めて表示しております。

④ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑤ 従業員給付

(a) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値を算定して計上しております。

確定給付費用は、勤務費用及び確定給付制度債務に係る利息費用から構成され、純損益で認識されます。確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的若しくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑦ 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

また、契約を履行するために支払った増分手数料のうち、回収可能であると見込まれる部分を資産として認識しております。当該コストは顧客に対する履行義務が充足された時点において、償却しております。

2. 企業結合に関する注記

（ミーカンパニー株式会社）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ミーカンパニー株式会社

事業の内容 医療機関・薬局・介護データベース及びソリューションの開発・販売

② 取得日 2020年2月28日

③ 取得した議決権付資本持分の割合 100%

④ 企業結合を行った主な理由 データベースラインナップの拡充と新たな価値創出を目的としています。

⑤ 被取得企業の支配の獲得方法 現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分

（単位：百万円）

	金額
支払対価の公正価値（現金）	1,049
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	181
非流動資産	13
流動負債	△56
非流動負債	△49
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	89
非支配持分	－
のれん	960

当該企業結合に係る取得関連費用は6百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

当該企業結合により生じたのれんは、ヘルスビッグデータセグメントに計上されております。のれんの主な内容は個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

取得した資産及び引き受けた負債については、当連結会計年度末において取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書には、取得日以降にミーカンパニー株式会社から生じた売上収益及び当期利益が、それぞれ37百万円及び15百万円含まれております。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当連結会計年度における当社グループの連結損益計算書の売上収益及び当期利益は、それぞれ12,258百万円及び1,443百万円であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,583百万円
-------------------------	----------

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	25,975,042株
------	-------------

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	23株
------	-----

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金需要に応じて機動的に資金調達を行うことで財務の健全性を維持しております。また、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等、流動性の高い金融資産で運用しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等によりリスク低減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃借取引に係るものであります。

借入金の使途は運転資金及びプロジェクト資金であります。貸付金は関係会社に対するものであり、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

① 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② その他の金融資産

敷金及び保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しています。

株式及び出資金の公正価値については、純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。

③ 借入金

変動金利による借入れであるため、短期間で市場金利が反映されることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しています。

6. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	504円43銭
基本的 1 株当たり当期利益	62円91銭

(注) 当社は、2019年10月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

(1) 企業結合の概要

当社は2020年4月1日付で、エヌエスパートナーズ株式会社の株式を取得し、子会社化しました。

この取得の目的は、エヌエスパートナーズ株式会社は国内の医療機関に対する診療報酬ファクタリング事業、コンサルティング事業及びソリューション事業を行っており、今後、共同でデータを活用した病院の臨床評価や経営評価、地域医療連携や地域包括ケアシステムの取組みの強化など、医療機関向けサービスの更なる拡充を行うこととしたためであります。

(2) 取得日における支払対価

現金 4,450百万円

(3) 企業結合の会計処理

今回の株式取得に関する連結上の会計処理は、ノース鋼機グループ内の取引であるため、エヌエスパートナーズ株式会社の帳簿価額に基づき会計処理される予定であり、当該取引による新たなのれんは発生しない見込みであります。

(4) その他

上記株式の取得を目的に、金融機関から資金の借入を行っております。

(借入の概要)

① 借入先	株式会社みずほ銀行
② 借入金額	4,469百万円
③ 借入金利	変動金利
④ 借入実行日	2020年4月1日
⑤ 借入期間	5年
⑥ 担保等の有無	無担保・無保証

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,781	流 動 負 債	2,309
現 金 及 び 預 金	4,813	買 掛 金	119
受 取 手 形	82	短 期 借 入 金	600
売 掛 金	818	1年内返済予定の長期借入金	356
前 渡 金	8	未 払 金	369
前 払 費 用	101	未 払 費 用	14
短 期 貸 付 金	2,854	未 払 法 人 税 等	227
そ の 他	101	前 受 り 金	587
固 定 資 産	9,653	預 り 金	28
有 形 固 定 資 産	439	そ の 他	5
建 物 附 属 設 備	174	固 定 負 債	4,741
工 具、器 具 及 び 備 品	264	長 期 借 入 金	4,649
無 形 固 定 資 産	2,838	資 産 除 去 債 務	91
の れ ん	1,739	負 債 合 計	7,050
ソ フ ト ウ エ ア	616	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	482	株 主 資 本	11,364
投 資 そ の 他 の 資 産	6,375	資 本 金	3,412
投 資 有 価 証 券	1,302	資 本 剰 余 金	5,667
関 係 会 社 株 式	4,675	資 本 準 備 金	5,331
敷 金 及 び 保 証 金	293	そ の 他 資 本 剰 余 金	336
長 期 前 払 費 用	12	利 益 剰 余 金	2,283
繰 延 税 金 資 産	90	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,283
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,283
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	20
資 産 合 計	18,435	純 資 産 合 計	11,384
		負 債 純 資 産 合 計	18,435

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,755
売 上 原 価		1,790
売 上 総 利 益		2,964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,085
営 業 利 益		879
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
そ の 他	0	8
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
株 式 交 付 費	35	
そ の 他	0	56
経 常 利 益		830
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	27	45
税 引 前 当 期 純 利 益		784
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	245	
法 人 税 等 調 整 額	4	250
当 期 純 利 益		534

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	646	2,565	336	2,901	1,749	1,749	－	5,297
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,743	2,743	－	2,743	－	－	－	5,487
新株の発行（新株予 約 権 の 行 使）	22	22	－	22	－	－	－	45
当 期 純 利 益	－	－	－	－	534	534	－	534
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	2,766	2,766	－	2,766	534	534	△0	6,066
当 期 末 残 高	3,412	5,331	336	5,667	2,283	2,283	△0	11,364

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	11	5,308
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	－	5,487
新株の発行(新株予 約 権 の 行 使)	△2	43
当 期 純 利 益	－	534
自己株式の取得	－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11	11
当期変動額合計	9	6,076
当 期 末 残 高	20	11,384

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんの償却については、20年の定額法で償却することとしております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 326百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 2,854百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 610百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| ① 営業取引による取引高 | |
| 販売費及び一般管理費 | 115百万円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 21百万円 |

- (2) 抱合せ株式消滅差損

抱合せ株式消滅差損は、2019年4月1日付で子会社であった株式会社クリンタルを吸収合併したことにより発生したものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	23株
------	-----

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	24百万円
減価償却費	50百万円
資産除去債務	27百万円
その他	11百万円

繰延税金資産合計	113百万円
----------	--------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△23百万円
-----------------	--------

繰延税金負債合計	△23百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	90百万円
-----------	-------

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
親 会 社	ノーリツ鋼機株式会社	被所有 直接 62.9%	資金の借入	資金の返済	△2,453	－	－
				利息の支払	9	－	－

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 借入金及び貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
2. 上記の他、ノーリツ鋼機株式会社による金融機関からの借入に対し、関係会社株式5,345百万円を担保に供しておりましたが、2019年8月30日付で当該株式の担保を解除しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	メディカルデータベース株式会社	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の返済	100	－	－
				利息の受取	0	－	－
子 会 社	株式会社ドクターネット	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の貸付	424	短期貸付金	424
				利息の受取	1	未 収 収 益	0
子 会 社	株式会社Launchpad 13	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の貸付	2,360	短期貸付金	2,430
				利息の受取	6	未 収 収 益	0
子 会 社	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	所有 直接 100.0%	資金の相互利用 役員の兼任	資金の借入	－	短期借入金	600
				利息の支払	4	未 払 費 用	0

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の相互利用における借入・貸付の取引金額は純額を記載しております。なお、借入金及び貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(3) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役 員	木 村 真 也	－	当社執行役員会長	新株予約 権の行使	14	－	－

(注) 2013年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権の行使によるものであります。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 437円50銭

(2) 1 株当たりの当期純利益 21円99銭

(注) 当社は、2019年10月9日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は2020年4月1日付で、エヌエスパートナーズ株式会社の株式を取得し、子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

当社は2020年4月1日付で、エヌエスパートナーズ株式会社の株式を取得し、子会社化しました。

この取得の目的は、エヌエスパートナーズ株式会社は国内の医療機関に対する診療報酬ファクタリング事業、コンサルティング事業及びソリューション事業を行っており、今後、共同でデータを活用した病院の臨床評価や経営評価、地域医療連携や地域包括ケアシステムの取組みの強化など、医療機関向けサービスの更なる拡充を行うこととしたためであります。

(2) 取得日における支払対価

現金 4,450百万円

(3) 企業結合の会計処理

今回の株式取得に関する連結上の会計処理は、ノーリツ鋼機グループ内の取引であるため、エヌエスパートナーズ株式会社の帳簿価額に基づき会計処理される予定であり、当該取引による新たなのれんは発生しない見込みであります。

(4) その他

上記株式の取得を目的に、金融機関から資金の借入を行っております。

(借入の概要)

- | | |
|----------|-----------|
| ① 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| ② 借入金額 | 4,469百万円 |
| ③ 借入金利 | 変動金利 |
| ④ 借入実行日 | 2020年4月1日 |
| ⑤ 借入期間 | 5年 |
| ⑥ 担保当の有無 | 無担保・無保証 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 J MDC

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	戸 田	栄	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	井 上	裕 之	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JMDCの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社JMDC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年4月1日付で、エヌエスパートナーズ株式会社の株式を取得し子会社化した。また、会社は当株式の取得を目的に金融機関から資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 J M D C

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	戸 田	栄 ㊞
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	井 上	裕 之 ㊞
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JMDCの2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年4月1日付で、エヌエスパートナーズ株式会社の株式を取得し子会社化した。また、会社は、当株式の取得を目的に金融機関から資金の借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社 J M D C 監査等委員会

監査等委員（常勤） 霜 田 恒 夫 ㊞

監査等委員 林 南 平 ㊞

監査等委員 藤 岡 大 祐 ㊞

(注) 監査等委員霜田恒夫及び林南平並びに藤岡大祐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	まつ しま よう すけ 松 島 陽 介 (1972年9月1日)	1995年4月 第一生命保険(株) 入社 2001年6月 A. T. カーニー(株) 入社 2005年10月 マッキンゼー&カンパニー 入社 2007年2月 (株)MK S パートナース 入社 2008年12月 丸の内キャピタル(株) 入社 2012年4月 NKリレーションズ(株) (現 ノーリツ鋼機(株)) 代表取締役 2012年7月 エヌエスパートナース(株) 取締役 2012年11月 いきいき(株) (現 (株)ハルメク) 取締役 2013年3月 (株)全国通販 取締役 2013年5月 ノーリツ鋼機(株) 副社長ＣＯＯ 2013年5月 フィード(株) 取締役 2013年5月 当社 取締役 2013年6月 ノーリツ鋼機(株) 取締役副社長ＣＯＯ 2013年10月 当社 代表取締役社長 2014年10月 当社 代表取締役社長退任（非常勤取締役） 2015年6月 テイボー(株) 取締役 2015年7月 (株)ドクターネット 取締役（現任） 2015年7月 ヘルスデータ・プラットフォーム(株) 取締役 2016年4月 GeneTech(株) 取締役 2016年6月 (株)ジーンテクノサイエンス 取締役 2016年6月 (株)PKSHA Technology 社外取締役 2016年7月 (株)ユニケソフトウェアリサーチ 取締役（現任） 2017年11月 日本共済(株) 取締役 2018年4月 当社 代表取締役社長兼ＣＥＯ（現任） 2018年6月 メディカルデータベース(株) 取締役（現任） 2020年3月 ミーカンパニー(株) 取締役（現任）	1,002,139株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	※ 山元雄太 (1982年12月14日)	2007年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 2012年11月 いきいき(株)(現 (株)ハルメク) 取締役 2013年3月 (株)全国通販 取締役 2013年5月 ノーリツ鋼機(株) 入社 C O O室長 2013年5月 フィード(株) 取締役 2013年5月 当社 取締役 2014年1月 弁護士登録 山元雄太法律事務所設立 代表 (現 山元法律事務所) (現任) 2015年6月 ノーリツ鋼機(株) 取締役 2015年10月 テイボー(株) 取締役 2016年4月 GeneTech(株) 取締役 2016年6月 (株)ドクターネット 取締役 2016年6月 (株)ジーンテクノサイエンス 取締役 2017年11月 日本共済(株) 取締役 2018年7月 (株)ドクターネット 取締役 (現任) 2019年4月 当社 執行役員副社長兼C F O (現任) 2019年4月 (株)ユニケソフトウェアリサーチ 取締役 (現任) 2019年6月 メディカルデータベース(株) 取締役 (現任) 2020年3月 ミーカンパニー(株) 取締役 (現任)	896,725株

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
まつ ふじ よう すけ 松 藤 洋 介 (1978年2月23日)	2000年4月 国際証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 2005年1月 (株)MK S パートナーズ 入社 2009年9月 (株)産業革新機構 (現 (株)INCJ) 入社 2018年11月 (株)Laboro.AI 取締役CSO&CFO (現任) (重要な兼職の状況) (株)Laboro.AI 取締役CSO&CFO	—

- (注) 1. 松藤洋介氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松藤洋介氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 松藤洋介氏は、投資会社における豊富な企業投資・経営に関する経験やテクノロジー会社における戦略・財務責任者としての経験を有しており、企業経営やテクノロジー業界に精通しております。監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定及び健全性確保に貢献されることを期待し、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 松藤洋介氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。
5. 松藤洋介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

× ₴

This image shows a full page of a document template designed for handwriting practice. It features a series of evenly spaced, horizontal dashed lines across the entire width of the page. The background is a solid light gray color, providing a subtle guide for letter height and placement. There are no margins, text, or other markings present on the page.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ₴

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目3番1号

日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール

TEL 03-6432-4075



交通 都営地下鉄 大江戸線・浅草線大門駅B5出口直結

JR・東京モノレール浜松町駅徒歩約2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。